

## 子育て支援課からのお知らせ

▼問い合わせ 子育て支援課 ☎73・3016

### 児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは、離婚・死亡等により父または母がいない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童を育てている父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった年度末（障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。

#### 支給対象

- ① 父母が離婚した後、どちらか一方とのみ生計を同じくしている児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

#### 手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が、公的年金や遺族補償等を受けられることができる
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が障がい有する父または母に支給される公的年金の加算の対象となっていないとき
- ④ 児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ⑤ 父または母が婚姻（事実婚含む）しているとき
- ⑥ 平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき（母子家庭の場合のみ該当します。）

### 4月分から児童扶養手当額が変更になります。

	平成23年度	平成24年度
全部支給(月額)	41,550円	41,430円
一部支給(月額)	41,540円 ～9,810円	41,420円 ～9,780円

- 1 2人目は5,000円、3人目以降は、3,000円ずつ加算されます。
- 2 一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。
- 3 所得により手当の全部の支給が停止される場合があります。

### 母子家庭のお母さんへ

#### 三豊市母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、技術を身につけるための教育訓練施設等へ支払った経費の20%（4千円以上10万円上限）が支給されます。

①高等技能訓練促進費	②入学支援修了一時金
<b>月額 100,000円</b> <small>(市町村民税非課税世帯 平成24年度入学者)</small> <b>月額 141,000円</b> <small>(市町村民税非課税世帯 平成23年度修業者)</small> <b>月額 70,500円</b> <small>(市町村民税課税世帯)</small>	<b>支給額 50,000円</b> <small>(市町村民税非課税世帯)</small> <b>支給額 25,000円</b> <small>(市町村民税課税世帯)</small>

母子家庭の母が、2年以上の養成機関において、修業期間中①の高等技能訓練促進費が支給されます。平成24年度入学者については、修業期間の（上限3年）全期間支給されます。また、修業期間修了時に②の入学支援修了一時金が支給されます。対象資格など制限がありますので詳しくは市の母子自立支援員にご相談ください。

#### 三豊市母子家庭高等技能訓練促進費

## 国民健康保険の税率を平成24年4月1日改正しました

平成18年4月1日から平成23年度まで税率改正を行うことなく健全な財政運営に努めてきましたが、昨今の医療費の増加等により国民健康保険税率の見直しを余儀なくされました。改正内容は、次の表のとおりです。

### 平成24年度三豊市国民健康保険税率 ( ) 書きは、改正前

区分	算定の基礎	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳)
所得割	加入者の前年中の合計所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた額	7.0% (5.5%)	1.5% (1.5%)	1.5% (1.15%)
資産割	加入者の本年度分の固定資産税額	21% (28%)	5% (7%)	4% (5%)
均等割 (1人当たり)	世帯内の加入者数	26,000円 (22,000円)	6,000円 (5,000円)	6,000円 (6,800円)
平等割 (1世帯当たり)	加入世帯一律	26,000円 (22,000円)	6,000円 (6,000円)	6,000円 (4,000円)
最高限度額		51万円 (51万円)	14万円 (14万円)	12万円 (12万円)

### 会社を辞めたり、勤め始めた人は国民健康保険の加入・離脱の手続きが必要です！

会社の健康保険などを離脱したり加入した人は、必ず国民健康保険の加入・離脱を市役所に届出する必要があります。該当される人は、離脱証明または新保険証と印鑑をご持参のうえ健康課もしくは支所までお越しください。

▶問い合わせ 健康課 73-3014 (資格異動業務)  
 税務課 73-3006 (保険税課税業務)

### 歯の健康フェスタ

子どものむし歯を予防し、健康な歯を育てるため「歯の健康フェスタ」を開催します。

- ▼日時 6月3日(日) 午前9時30分～12時30分(受付正午まで)
- ▼場所 高瀬町農村環境改善センター
- ▼対象者 乳幼児・小学校低学年および保護者
- ▼内容 歯科相談・フッ素塗布・食育コーナー・口遊び・型抜き・紙しばい・噛むカム・チェック・健口体操・ストレスチェック・骨密度測定など

※クイズラリーやおみやげも用意しています。

### チャイルドシート購入費助成申請をお忘れなく

チャイルドシート購入費助成事業は23年度で終了しましたが、平成24年3月31日までに生まれた子どもがいる世帯に限り、購入費助成を継続しています。該当する方は、お忘れなく申請してください。

#### ★対象

- ・三豊市内に住所を有する人
- ・平成24年3月31日までに生まれた満6歳未満の子どもがいる世帯

#### ★申請に必要なもの

- ・チャイルドシート着用推進助成金申請書(※)
- ・債権者登録申請書(※)
- ・印鑑
- ・領収書(9月28日までに購入のもの)
- ・チャイルドシート取扱説明書

#### ★支給額

・子ども一人あたり一回 購入金額の2分の1(上限1万円)

★申請期限 9月28日(金)

▼問い合わせ 総務課 ☎73・3000

### 後期高齢者医療保険料について

平成24年度後期高齢者医療保険料の、均等割額と所得割率は次のとおりです。

**均等割額 4万7,200円**  
**所得割率 8.81%**

※均等割額、所得割率は平成23年度と同額、同率です。なお、保険料の上限額は、

**一人につき50万円から55万円に上がります**

※所得の少ない人や被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置は、平成23年度と同様にあります。

#### 年度途中で後期高齢者医療保険料へ加入(異動)される人の保険料について

納付書または口座振替で納めます(普通徴収)保険料額は資格取得日を含む月から月割りで算定します。

※特別徴収の条件を満たす人は、資格を取得してから一定の期間が経過した後に普通徴収から特別徴収に切り替わりますが、申出により口座振替で納付することも可能です。

#### 通知時期

資格取得日を含む月の翌々月の下旬(ただし4月に加入(異動)した人は7月)に「保険料額決定通知書・保険料納入通知書」を税務課から送付します。

▼問い合わせ 税務課 ☎73・3006